

## 各務原市保育士等処遇改善臨時特例補助金交付要綱

(令和4年1月14日決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症及び少子高齢化の対応が重なる最前線において働く、保育士、幼稚園教諭、保育教諭等の処遇の改善のため、市が予算の範囲内で保育士等処遇改善臨時特例補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、各務原市補助金交付規則（昭和38年規則第34号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、市内の子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項に規定する特定教育・保育施設、同法第29条第3項第1号に規定する特定地域型保育事業所及び同法第30条第1項第4号に規定する特例保育を実施する施設を運営するものとする。

(補助事業)

第3条 補助事業は、前項に規定する補助対象者が保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業実施要綱（保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業の実施について（令和3年12月23日付け府子本第1203号）別紙。以下「実施要綱」という。）に基づき行う職員の処遇改善であって、次に掲げる事業とする。

- (1) 令和4年2月から同年9月の間、職員に対して3パーセント程度の賃金改善を行う事業
- (2) 令和3年人事院勧告に伴う国家公務員給与の改定内容が令和4年度の公定価格に反映された場合に、それにより見込まれる公定価格の減額分に対応する事業

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、令和3年度保育士等処遇改善臨時特例交付金交付要綱（令和3年度保育士等処遇改善臨時特例交付金の交付について（令和4年1月14日付け府子本第18号）別紙）別表保育士等処遇改善臨時特例交付金の部保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業の項第3欄に定める基準額と補助事業に要する経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額とする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、規則第4条第1項に規定する申請書に

保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業賃金改善計画書（実施要綱別紙様式1）、賃金改善内訳（職員別内訳）（実施要綱別紙様式1別添1）、同一事業者内における拠出見込額・受入見込額一覧表（実施要綱別紙様式1別添2）その他市長が必要と認める書類（次条において「計画書等」という。）を添えて、市長が指定する期日までに提出しなければならない。

（変更申請）

第6条 補助事業を行う者は、補助金の交付決定後に補助事業の経費及び財源計画の変更をする場合においては、規則第9条第1項に規定する補助事業計画変更承認申請書に計画書等を添えて、市長が指定する期日までに提出しなければならない。

（実績報告）

第7条 補助金の交付を受けた者は、補助事業が完了したとき又は補助事業の廃止の承認を受けたときは、速やかに規則第11条に規定する補助事業実施報告書に保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業賃金改善実績報告書（実施要綱別紙様式2）、賃金改善内訳（職員別内訳）（実施要綱別紙様式2別添1）、同一事業者内における拠出実績額・受入実績額一覧表（実施要綱別紙様式2別添2）、補助事業を行った期間の賃金台帳その他市長が必要と認める書類を添えて提出しなければならない。

（関係書類の保存）

第8条 補助金の交付を受けた者は、補助金の交付を受けた年度の終了後5年間、補助事業に係る帳簿等証拠書類を保存しなければならない。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、決裁の日から施行する。
- 2 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第8条の規定は、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。